

# 平成29年度住民懇談会(秋) 主な内容

平成29年11月14日から21日まで6会場で  
住民懇談会を行いました。  
各会場での主な内容をお知らせします。

## ●トマム(11/14) 11人

- ・ 公営住宅へのボイラー貸出しの検討状況は？現在住んでいる世帯も貸出ししてもらえるのか。
- ・ 公営住宅について、複数人で使用するなど不適切な利用方法をしている方に速やかに指導してほしい。
- ・ 公営住宅には予め照明もついているべき。
- ・ むらびと交通について、もう少し安くならないか。
- ・ むらびと交通について、予約制になっており、急病に対応できないので、もう少し使いやすくしてほしい。
- ・ 清水町からリゾートに通勤されている方でも、トマム保育所を利用できないか。保育所利用者数の確保や定住促進にもつながる。
- ・ 村の臨時職員について、社会保険の関係などからかけもちで働くことができない。トマムは働ける人が少ないので、地域に応じた対応を願いたい。
- ・ 保育所の増設はいつごろか？一歳児の一時預かりも今後どうなるか。

- ・ 消防団員の高齢化も見られる。災害対応などの必要性から、できれば消防職員を配置してほしい。

## ●占冠(11/16) 10人

- ・ 切れている街路灯を修繕してほしい。
- ・ 除雪の改善について、北海道開発局や北海道へ村としても働きかけてほしい。
- ・ 国道からの入口の除雪をお願いしたい。
- ・ 村の除雪について、公平な除雪をお願いしたい。
- ・ 大雪の時の除雪について、住民同士で何かやれる対応方法を考えてほしい。例えば、ミニタイヤやシーズン中リースするなど。防災への対応にもつながる。
- ・ 静岡のバス停乗り場まで行くのが大変なので改善できないか。
- ・ 静岡の法面の木の枝打ちをしてほしい。
- ・ とまぐるの施設は、家族の要望によって泊まることのできるのか。日数制限はどうか。

## ●美園(11/17) 4人

- ・ 猫対策について、役場で見回りしてほしい。
- ・ 集会所のトイレについて、臭いがするので改善してほしい。
- ・ 住宅と住宅の間に雪がたまり、結露が発生する。雪がたまらないようにしてほしい。

## ●双珠別(11/20) 7人

- ・ 村道の舗装について、下がっている所もあるので修繕してほしい。
- ・ 福祉関係で家族がお世話になり、非常に手厚いと感じているが、今後予算的な見通しは立っているのか。
- ・ 家の側溝を見てほしい。
- ・ 雨が降ると風呂の水が流れていかない。
- ・ 堤防が決壊しないように対策を講じるべき。
- ・ 鹿対策を進めてほしい。

## ●川添(11/20) 6人

- ・ むらびと交通が予約制となっており使いづらい。利用も16時までのため、16時以降のJRを利用したら駅から帰りの足がない。一般タクシーを利用しようとしたら使えなかった。

- ・ 交通体系について、良くわからないという声を聞くので、年に何回も周知してほしい。
- ・ ゴミの減量化や分別について、様々な周知が必要。広報や清流大学での授業、あるいは福祉担当者の訪問時のアドバイスなど。
- ・ ゴミの分別については、転入者への説明が不足していると感じる。

- ・ ゴミの問題については、大口のリゾートとしっかり話し合ってもらいたい。
- ・ JR駅にエレベーターをつくってほしい。
- ・ 「子どもの権利条例」などを検討し、更なる子育て支援を進めるべき。
- ・ 福祉関係について、小さいからこそできることを進めていくべき。具体的には、「看護小多機」などを活用した在宅介護の充実など。

- ・ 子供の母親が病気になったとき、子供を見てもらえないかという相談を受けたことがある。そのような場合の受け口も想定しなければならぬと思う。
- ・ 巡回バスについて、運行区間の延長が必要。社協なども連携し、時間帯なども含めて見直しをしてほしい。

い。

- ・ 役場で横の連携が弱い気がする。職員のスキルアップや希望部署の聞き取りも必要では。
- ・ 湯の沢温泉の旅館のお知らせは、新聞を取っていない人もわかるように。今は、新聞の折り込みをコピーして使っている。
- ・ 除雪の改善を。

## ●コミブラ(11/21) 5人

- ・ 新しい保育所の場所はどこになりそうか。
- ・ ビンと缶のゴミ袋は一人暮らしには大きすぎる。小さいものも検討を。受入ボックスマもあるといい。
- ・ 湯の沢温泉について、浴場の窓が大きく明るくて良い一方で寒い。ヒートショック防止のためにも改修を検討頂きたい。
- ・ 村の子どもが卒業後、村で就職出来たらよい。障がいを持つ子も同じく。
- ・ むらびと交通は時間や対象者の制限があり利用しづらい。誰でもいつでも使えるようにしてほしい。運行会社の人員不足が原因と思われるので、村としても増員可能な体制を支援すべき。

## 1月1日は固定資産税・個人住民税の賦課期日となる基準日です

**固定資産税** は、基準日である1月1日に土地、家屋、償却資産（これらを称して「固定資産」といいます。）の所有者に課税されます。固定資産の所有に変更がある場合や、家屋の新築・増築・取り壊しなどがありましたらご連絡ください。

なお、償却資産（事業用資産）の所有者は地方税法の規定により申告が必要です。平成29年中の異動を申告するための書類を発送しますので、平成30年1月31日までに提出をお願いします。

また、eLTAX（エルタックス）での申告も受け付けていますのでご利用ください。

※eLTAXとは、インターネットを利用して地方税の手続きを行うシステムのことです。

詳しくは、一般社団法人 地方税電子協議会のホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。

平成30年度の**個人住民税** は、平成29年1月1日～12月31日の収入に対して、平成30年1月1日現在の住所地で課税されます。

なお、占冠村に住民登録がない場合でも、居住実態があれば占冠村で課税されます。

そのため、1月2日以降に他の市町村に転居した場合でもその年度分は、占冠村に納付することになります。

※個人住民税は、市町村民税と道府県民税の総称です。

### ■税に関するお問い合わせ

総務課税務担当 電話 56-2125

## 事業者の皆さんへ 富良野税務署からのお知らせ

### 〈源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせ〉

納期の特例の適用を受けた方の、7月から12月までに源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付期限が近づいてきました。期限までの納付をお願いします。

納付期限 平成30年1月22日（月）

◎納付手続きには、下記の方法があります。

- 1 最寄りの金融機関（郵便局・銀行などの日本銀行歳入代理店）又は所轄の税務署の窓口で納付する方法（現金に納付書を添えて、納付してください。）
- 2 ダイレクト納付等を利用して電子納税する方法（ご利用には、事前に税務署へ届け出が必要です。）  
※電子納税は自宅に居ながらにして国税の納付手続が可能となることから、金融機関の窓口まで出向かなくてはならない、あるいは窓口の受付時間内しか納付できないなどの場所・時間的な制約がなくなるというメリットがあります。

### ■お問い合わせ

富良野税務署 電話 0167-22-2144